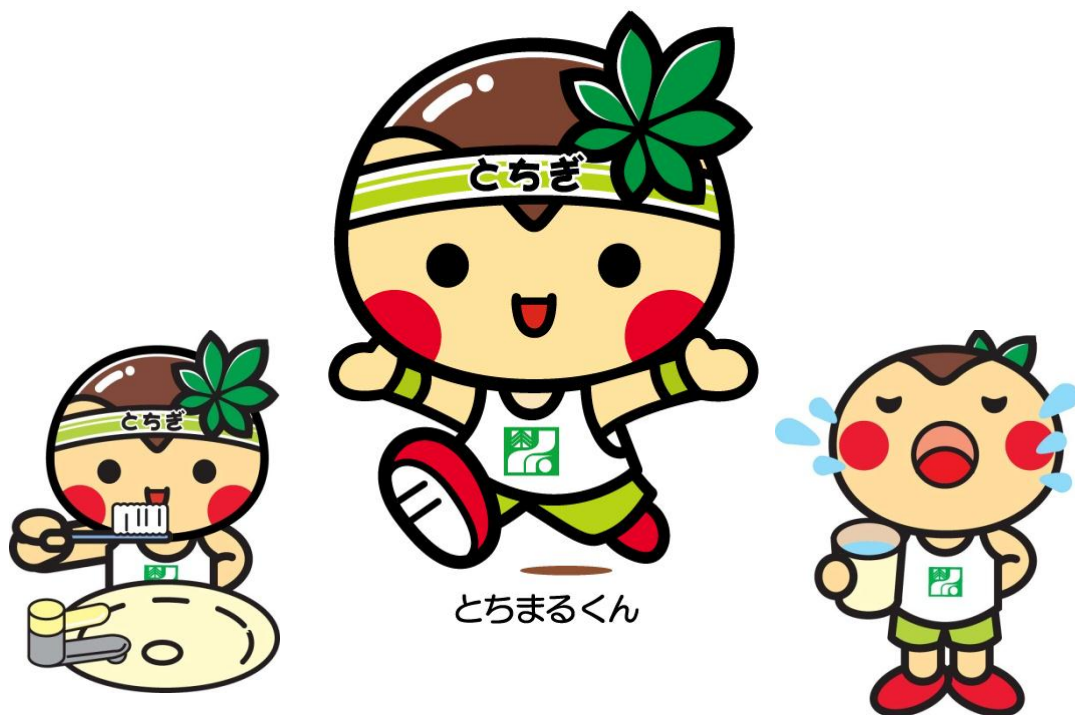


栃木県 歯科保健基本計画



平成24年3月
栃木県保健福祉部
健康増進課

はじめに



お口の健康は 全身の健康へのパスポート

歯と口腔（こうくう）の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持増進に欠かせないものであり、脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病など生活習慣病予防の面でも大変重要であることが、研究により明らかになっています。そこで栃木県では、「お口の健康は全身の健康へのパスポート」をキャッチ

フレーズに、その普及啓発に努めているところです。

このような中、県では歯と口腔の健康づくりを推進し、県民の皆様の生涯にわたる健康の保持増進に寄与するため、「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」を平成22年12月に公布、平成23年4月に施行したところであり、この度、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例の基本理念に基づき、「栃木県歯科保健基本計画」を策定いたしました。

この計画では、歯と口腔の健康づくりの目標を掲げるとともに、それを実現するため関係機関と連携しながら進めるべき施策を掲げています。

今後は、本計画に掲げた取組を、市町村や関係団体等と連携し、着実に進めて参りますので、県民の皆様のおなごの御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、計画策定に当り、貴重な御意見をいただきました「栃木県歯科保健推進協議会」の委員の皆様をはじめ、御支援御協力をいただいた多くの皆様に心より御礼申し上げます。

平成24年3月

栃木県知事 福田 富一

栃木県歯科保健基本計画 目次

第1 計画策定の趣旨	p. 1
第2 計画の性格と役割	p. 1
第3 計画期間	p. 2
第4 歯及び口腔の健康づくりの意義	p. 2
第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策	p. 3
1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進	p. 5
2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及	p.10
3 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保	p.13
4 歯科保健医療提供体制の整備	p.16
第6 計画の推進体制	p.18
第7 計画の進行管理	p.19
第8 参考資料	p.20
1 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例	p.20
2 用語解説	p.24
3 栃木県歯科保健基本計画策定関係者	p.31

*本文中に下線が引いてある用語については「用語解説」に説明があります。

*本文中に「H△△」と記載してあるものは、「平成△△年度」を指します。

第1 計画策定の趣旨

県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本理念等を定めた「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例(以下、「条例」という。)」が平成22年12月に制定されました。

本計画は、条例の基本理念に基づき、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

第2 計画の性格と役割

この計画は、条例第11条に基づく歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本計画です。

また、この計画は、健康増進法に基づく栃木県の健康増進計画「とちぎ健康21プラン」の部門計画として位置づけられるとともに、以下の計画と整合を図っています。

- 医療法に基づく「栃木県保健医療計画（5期計画）」
- 老人福祉法及び介護保険法に基づく栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（五期計画）」
- 障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく栃木県障害者計画・栃木県障害福祉計画（第2期計画）を一体とした「新とちぎ障害者プラン21」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく栃木県次世代育成支援対策行動計画(後期)「とちぎ子育て支援プラン」
- 食育基本法に基づく都道府県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン（第二期）」

【用語解説】生活習慣病(p.27)、とちぎ健康21プラン(p.29)、食育(p.27)

第3 計画期間

この計画は、平成 24 年度を初年度とし、平成 29 年度までの 6 か年を計画期間とします。

第4 歯及び口腔の健康づくりの意義

歯及び口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであり、

- 全身の健康の保持増進をもたらす
- 「話す」「食べる」「息をする」といった口腔のあらゆる働きを健全に維持する
- 脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他生活習慣病の予防に役立つ
- 生活の質（QOL）の向上につながる

という意義を有しています。

そしてこれらの意義をかんがみ、本計画の理念を以下のとおり定めることとします。

栃木県歯科保健基本計画の理念

- ハチマルニイマル
8020の達成に努める
- 歯と口腔の健康を通じた全身の健康づくりに努める
- 生涯にわたる生活の質の向上を目指す

【用語解説】生活の質（QOL）（p.28）、8020（8020運動）（p.29）

第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

条例に定める基本的施策に基づき、歯や口腔の健康づくりの目標を実現するために、各関係機関と連携しながら進めるべき施策を以下の4項目とします。

1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

歯や口腔の病気の予防は、全身の健康づくりや疾病等の予防の観点からも重要です。歯や口腔の病気の予防等の各施策を適正に、効果的に進めていくため、調査研究や成果の普及、情報収集や提供に努めます。(条例第12条関係)

2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

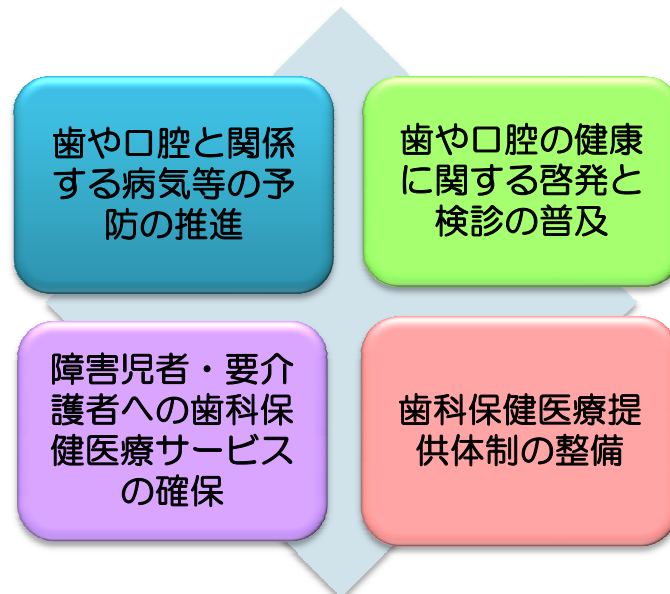
県民自らが歯や口腔の健康づくりの重要性を理解し実践に取り組むため、学習や歯科検診の機会を提供します。(条例第13条関係)

3 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害児者や要介護高齢者等に対する、歯科保健医療サービスを確保します。(条例第15条関係)

4 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るために、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。(条例第14条関係)



次から施策ごとの取組の方向、現状と課題、主要目標及び県の取組について説明します。

【用語解説】 歯科検診・歯科健診(p.27)、障害児者(p.27)、要介護高齢者等(p.30)

第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

(調査研究等)

第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

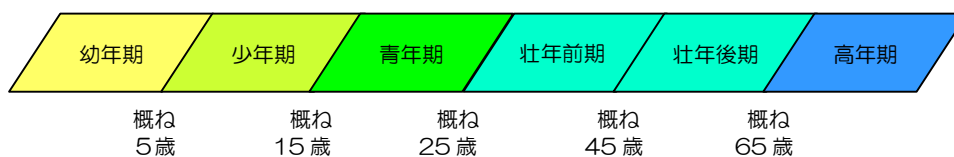
第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上的の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

○本計画におけるライフステージについて

栃木県歯科保健基本計画の関連計画である健康増進計画の「とちぎ健康21プラン」にならい、以下のとおりとしています。



1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

《取組の方向》

生涯にわたる歯や口腔の健康づくりを進めることで、8020の達成や生活習慣病の予防に努め県民の健康づくりを推進します。

(1) 現状と課題

- ① むし歯のない3歳児の割合は増加傾向にありますが、全国値よりはやや低く、「とちぎ健康21プラン」の目標値*（80%）には達成していない状況です。

*「とちぎ健康21プラン」は平成13年度から平成24年度までの計画であり、最終年度に達成すべき値を目標値として設定しています。

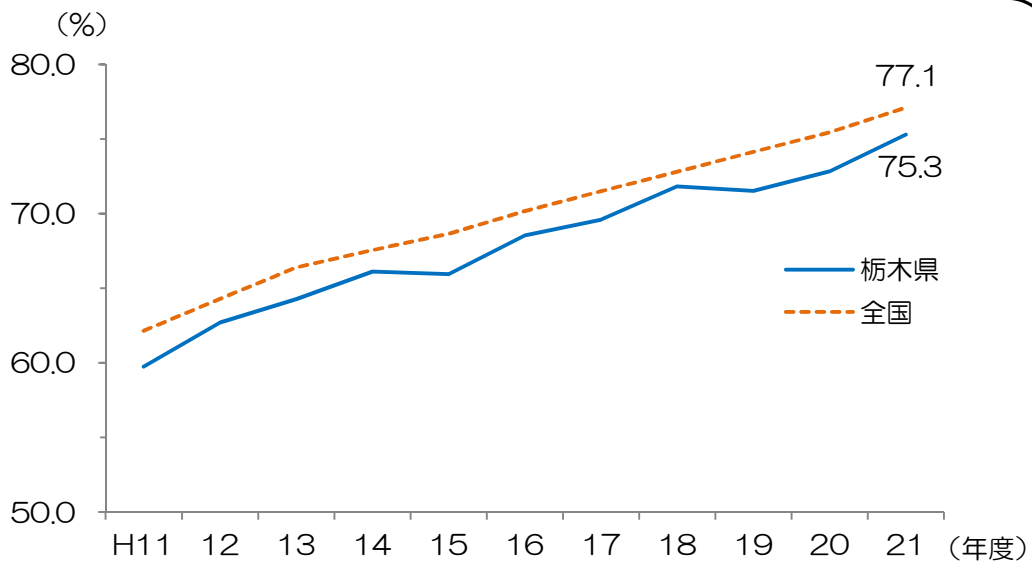


図1 むし歯のない3歳児の割合の推移

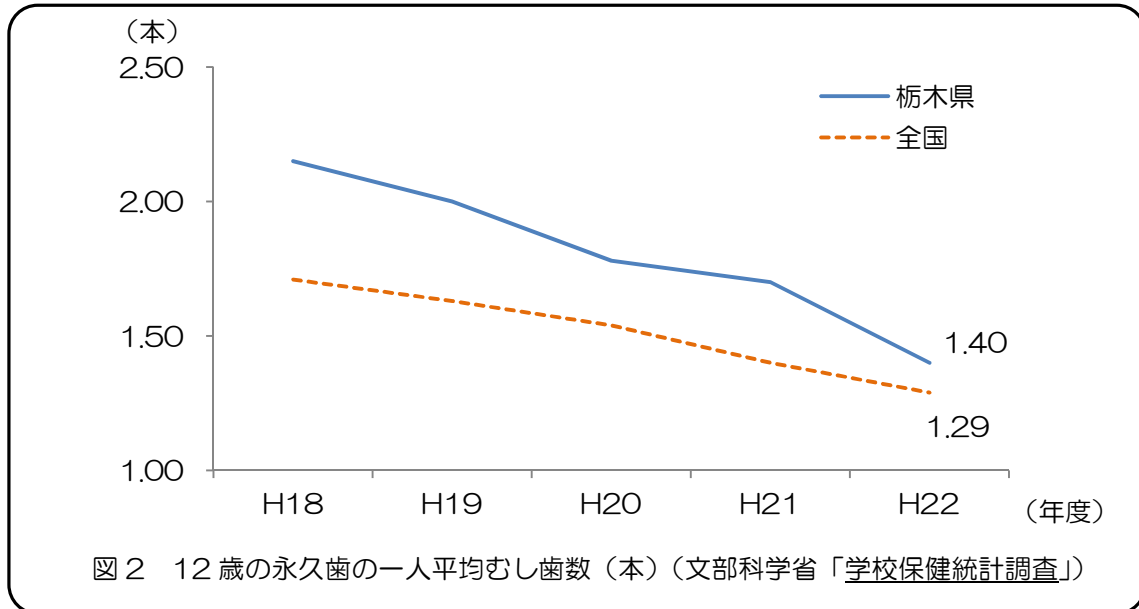
(こども政策課「とちぎの母子保健」、口腔保健協会「歯科保健関係統計資料」)

【用語解説】 むし歯(p.30)

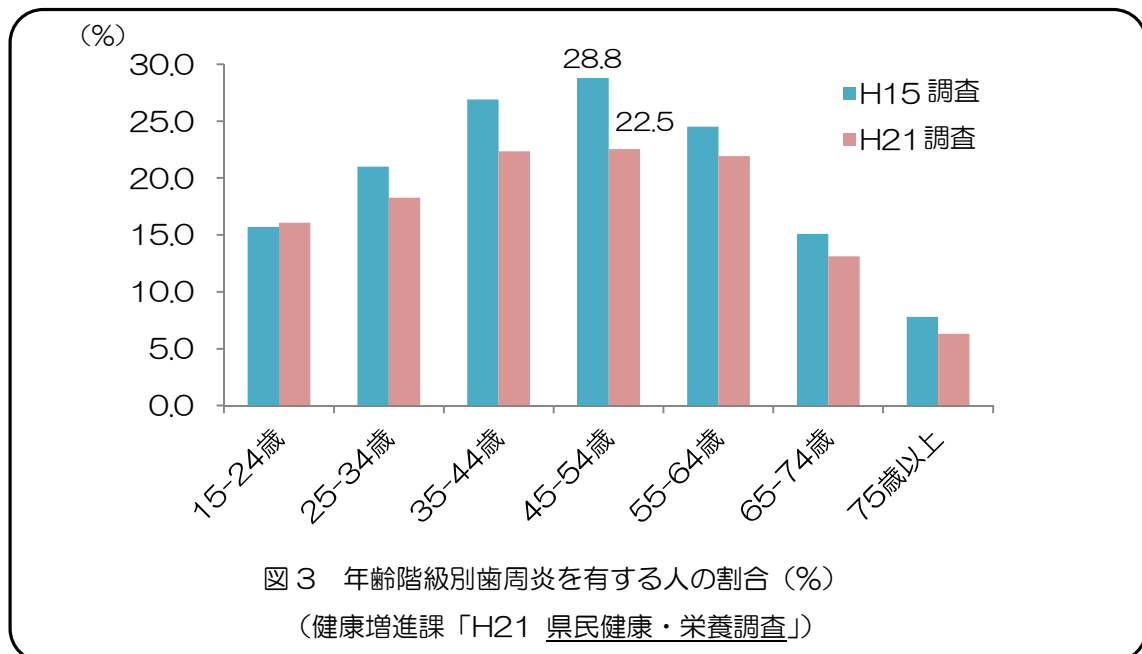
第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

- ② 12歳児の永久歯の一人平均むし歯数は減少傾向にありますが、全国平均より悪い状況です。



- ③ 進行した歯周炎を有する人の割合は減少しましたが、「とちぎ健康21プラン」における目標値40歳(45-54歳)17.9%には達成していない状況です。



【用語解説】

一人平均むし歯数(p.29)、学校保健統計調査(p.24)、歯周炎(p.27)、県民健康・栄養調査(p.26)

第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

- ④ 60歳で24歯以上自分の歯を残す人の割合は増加しており、「とちぎ健康21プラン」の目標値（50%以上）を達成しています（表1）。
- ⑤ 80歳で20歯以上自分の歯を残す人の割合は増加しており、「とちぎ健康21プラン」の目標値（20%以上）を達成しています（表1）。

表1 60歳で24本、80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合
（健康増進課「H21 県民健康・栄養調査」）

(%)

目標値	60歳（55-64歳）で 24本以上が50%以上		80歳（75-84歳）で 20本以上が20%以上		
	年度	H15	H21	H15	H21
男性		40.0	50.6	22.2	28.1
女性		44.1	54.7	15.5	20.9

- ⑥ 「噛むこと」の奨励など、食育推進の面からも歯科保健の取組が求められています。
- ⑦ フッ化物洗口や塗布は保護者の希望により学校や市町村で実施されていますが、安全で効果的な実施方法の周知などの技術的支援が求められています。
- ⑧ 歯や口腔のけがの予防や応急処置の方法の普及が求められています。
- ⑨ がんや神経疾患などの治療や療養生活において、口腔ケアや口腔機能向上が重要視されてきており、歯科の関わりが期待されています。

○お口の健康は全身の健康へのパスポート！

脳卒中で亡くなった方は肺炎の合併が多いことや、口腔ケアが肺炎の予防に有効であることが分かってきています。栃木県では平成20年より、このキャッチフレーズでお口の健康と全身の健康の関連についての普及啓発をすすめています。



【用語解説】フッ化物洗口・塗布(p.30)、口腔ケア(p.26)、口腔機能(p.26)

第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

(2) 主要目標

① むし歯のない幼児の増加

直近値 75.3% (H21 3歳児健康診査)

目標値 80.0% (「とちぎ健康21プラン」におけるH24の目標値と同じ)

*全国の直近値 75.4% (口腔保健協会「2011年版歯科保健関係統計資料」)

② 12歳児の永久歯の一人平均むし歯数の減少

直近値 1.4 歯 (H22 学校保健統計調査)

目標値 1.0 歯以下 (「とちぎ健康21プラン」におけるH24の目標値と同じ)

*全国の直近値 1.29 歯 (H22 学校保健統計調査)

③ 40歳の進行した歯周炎の減少

直近値 22.5% (H21 県民健康・栄養調査)

目標値 17.9%以下 (「とちぎ健康21プラン」におけるH24の目標値と同じ)

*全国の直近値 18.3% (H21 国民健康・栄養調査)

④ 60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加

直近値 52.7% (H21 県民健康・栄養調査)

目標値 60.0%以上 (新規設定)

*全国の直近値 56.2% (H21 国民健康・栄養調査)

◎目標値の設定根拠

5年後に60歳となる年齢層の残歯状態を維持する

- ・平成21年度に55～59歳で24歯以上有する人の割合 61.7%
- ・平成21年度に55～59歳男で24歯以上有する人の割合 58.8%
- ・平成21年度に55～59歳女で24歯以上有する人の割合 65.0%

⑤ 80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加

直近値 23.9% (H21 県民健康・栄養調査)

目標値 35.0%以上 (新規設定)

*全国の直近値 26.8% (H21 国民健康・栄養調査)

◎目標値の設定根拠

5年後に80歳となる年齢層の残歯状態を維持する

- ・平成21年度に70～79歳で20歯以上有する人の割合 39.0%
- ・平成21年度に70～79歳男で20歯以上有する人の割合 42.2%
- ・平成21年度に70～79歳女で20歯以上有する人の割合 36.5%

【用語解説】3歳児健康診査（乳幼児健康診査）(p.29)

(3) 県取組

- ① 家族に対する啓発やフッ化物応用等の効果的なむし歯予防法のマニュアルの普及などにより、乳幼児・児童・生徒のむし歯予防の普及を支援します。
- ② 噛ミング30運動等の適切な食べ方についての知識を普及することにより、子どもの歯や口腔の機能の発達を促す食習慣づくり、成人の生活習慣病予防、高齢者の誤嚥・窒息事故の予防に努めます。
- ③ 歯科診療が子どもの虐待の発見や通報につながることもあるため、虐待とむし歯などの歯科疾患との関わりを関係者に啓発します。
- ④ 学校生活の中で歯や口腔の健康づくりに取り組む機会を増やすこと、学校保健関係者の資質向上や取組に対する技術的支援を図ることにより、児童・生徒のむし歯予防の普及を支援します。
- ⑤ 日常生活やスポーツで安全管理に関わる者を対象として、歯や口腔のけがの予防や応急処置の方法の普及に努めます。
- ⑥ 歯周病や口腔がんの予防など歯や口腔の健康づくりの観点からも喫煙対策を進めます。
- ⑦ 産業保健との連携などにより、歯周病についての啓発の機会の拡大を図り、青年期以降の歯周病予防に努めます。
- ⑧ 高齢者をはじめ、広く県民に対し、口腔ケアや健口体操などの口腔機能の向上を図るための普及啓発を行い、高齢者の介護予防を支援します。
- ⑨ 糖尿病・脳卒中・心筋梗塞などの生活習慣病や誤嚥性肺炎の発症や進行と歯や口腔の健康との関わりについて広く普及します。
- ⑩ がんや神経疾患などの療養生活では、噛むことや飲み込むことなど食事摂取の機能の維持、疾病や治療に伴う口腔内合併症の予防や治療が療養の質に関わってくるため、歯科診療・保健指導でも療養生活を支える取組を支援します。

【用語解説】

フッ化物応用(p.30)、噛ミング30運動(p.24)、誤嚥・窒息(p.26)、歯周病(p.27)、誤嚥性肺炎(p.26)、健口体操(p.24)、口腔がん(p.26)

第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

《取組の方向》

生涯にわたる歯や口腔の健康づくりのための知識・技術の普及、
検診の推進に努めます。

(1) 現状と課題

- ① 乳幼児、児童、生徒のむし歯有病率は減少していますが、地域によって一人平均むし歯数に差があります。

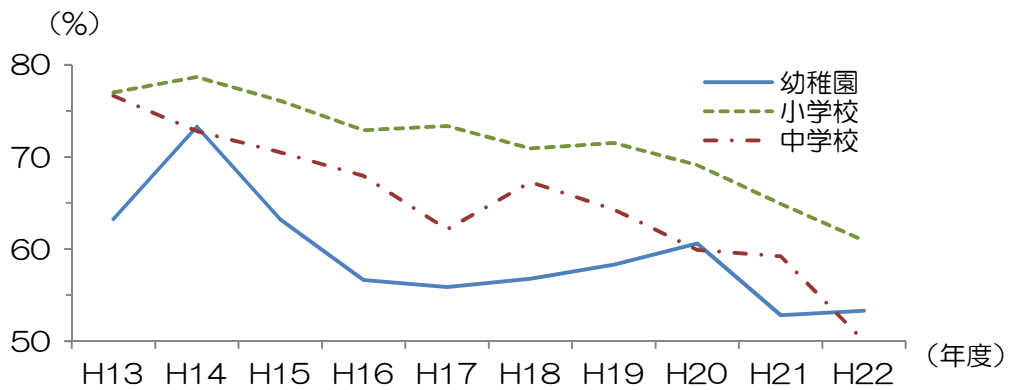


図4 幼児及び学童のむし歯有病率 (%) の推移 (文部科学省「学校保健統計調査」)

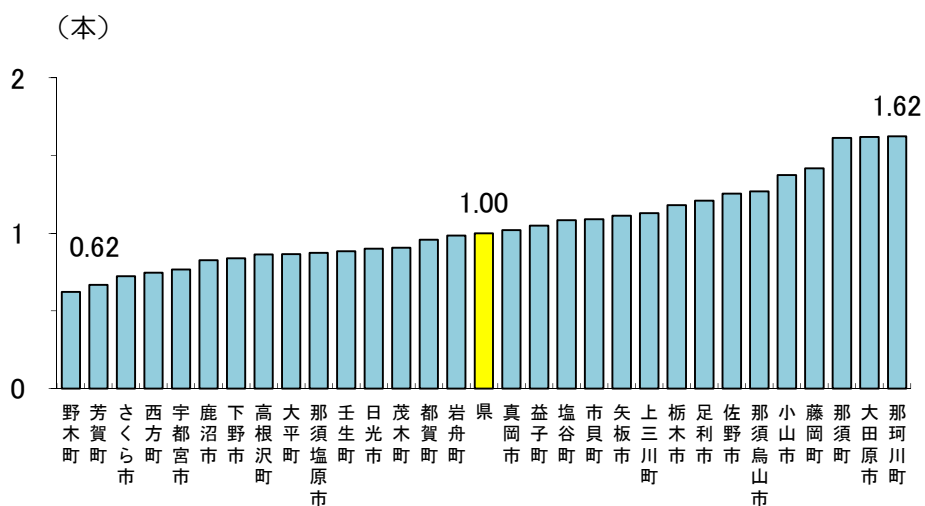


図5 市町村ごとの3歳児一人平均むし歯数 (本)
(こども政策課「H22 とちぎの母子保健」*データはH21)

第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

- ② 地域によって市町村、学校、介護・福祉施設における歯科保健の取組状況が異なります。
- ③ 歯周病に罹りやすくなるとされる20代から40代では、歯科検診の機会が少なく受診も少ない等の課題があります。

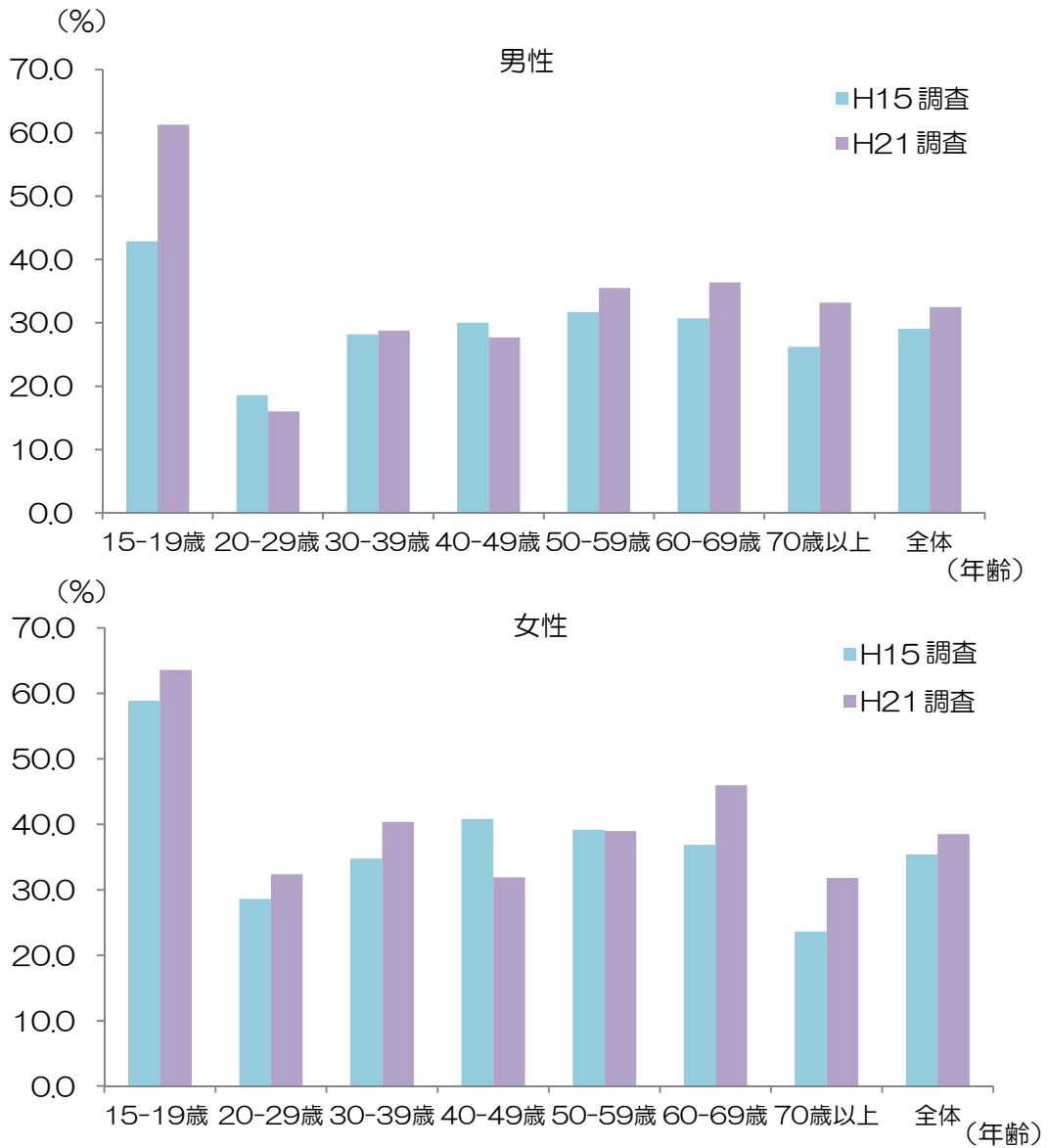


図6 歯科検診の受診状況 (健康増進課「H21 県民健康・栄養調査」)

- ④ 歯及び口腔の健康が、生涯にわたる健康の保持増進に欠くことのできないものであるという条例の理念を広く普及していく必要があります。

第5 歯及び口腔の健康づくりのための施策

2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

(2) 主要目標

- ① 歯科健診を受診する人の割合の増加
直近値 34.1% (20歳以上の受けた割合) (H21 県民健康・栄養調査)
目標値 50%以上
- ② 事業所による従業員の歯科保健の推進などモデル的な取組事例を有する地域の増加
直近値 2/5 保健医療圏 (健康増進課調べ)
目標値 全ての保健医療圏

(3) 県の取組

- ① 妊婦の歯科検診や健康教育などを推奨することで、妊婦の健康づくりや胎児期からの歯の健康づくりに努めます。
- ② 乳幼児・児童・生徒に対して行われている歯科健診の機会を活用するなどして、歯や口腔の健康づくりの重要性についての普及啓発を図ります。
- ③ 歯科保健の視点も加えた食育活動の取組を支援します。
- ④ 事業所や大学等が従業員や学生に行う歯や口腔の健康づくりの啓発の取組を支援します。
- ⑤ 壮年期以降の歯科検診や健康教育を推奨すること、かかりつけ歯科医の必要性について普及することなどで歯や口腔の健康づくりの推進に努めます。
- ⑥ 「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル」による歯科健診や保健指導を取り入れることで、壮年期以降の歯科健診の受診の機会を増やす取組を支援します

○検診と健診の違いについて

「検診」と「健診」は目的によって使い分けられます。
「検診」は特定の病気の発見を、「健診」は総合的な健康状態のチェックを主な目的としている場合に使います。



【用語解説】

かかりつけ歯科医(p.24) 標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル(p.29)